



秋田県マスコット
「スギッチ」

奥の細道全国俳句大会

〜詩魂高ぶる芭蕉の憧憬地・にかほ市象潟〜

「国民文化祭」とは、全国各地で様々な文化活動に親しんでいる個人や団体が集結し、美術や文芸、伝承芸能などを発表する「国内最大の文化の祭典」です。

本年10月4日〜11月3日の1カ月間にわたり開催され、期間中は県内各市町村でそれぞれの特色を活かした様々な事業が行われます。

今回は、にかほ市主催事業の1つ「奥の細道全国俳句大会」をご紹介します。

俳聖・松尾芭蕉の「おくのほそ道」の目的地にして、行脚の最北の地でもあるにかほ市象潟を主会場に、芭蕉に思いを馳せ、九十九島や蛸満寺などの足跡を辿る吟行を実施します。また、全国から募った投句作品の入賞表彰と講評のほか、選者による記念講演等で構成する俳句大会を開催します。

投句の受付は、19日(日)の「俳句大会」開会前に行い、同日中に審査・入賞発表をします。

俳句大会

期日 10月19日(日)

時間 午前10時〜午後3時

※当日投句受付は午前8時30分〜午前10時

場所 仁賀保勤労青少年ホーム
内容 事前投句作品入賞表彰・講評、歓迎アトラクション、記念講演、当日投句作品入賞表彰・講評

どなたでも投句・入場いただけます。ただし、観覧席については4月〜6月に募集した「事前投句」応募者を優先させていただきます。ご了承ください。
※事業内容は変更になる場合があります。



記念講演講師
現代俳句協会 会長
宮坂 静生氏

6月末まで募集いただいた事前投句作品は、一般の部が6、604句・小中高生部の部が10、506句もの応募がありました。市内の俳句愛好者、小学生の皆さまからもたくさん応募いただいています。

吟行・当日投句・俳句大会と、どなたでも参加できますので、ぜひお出でください！

国民文化祭のお問い合わせは

生涯学習課
国民文化祭推進班
☎ 38・2171



昨年の「第30回奥の細道象潟全国俳句大会」吟行の様子

吟行

〜芭蕉の足跡を訪ねて〜

期日 10月18日(土)

時間 午後1時〜4時

場所 九十九島、蛸満寺、三崎山旧街道

どなたでも参加できます。JR象潟駅を起点に、各吟行地を巡回する無料シャトルバスを運行します。蛸満寺境内では呈茶のおもてなしもあります。

気運の高まり 市民による応援事業

〜国民文化祭応援事業〜

7月5日、象潟公会堂で国民文化祭応援事業「クラシック音楽をあなたと デュオリサイタル」が行われました。これは、市民による実行委員会が、普段なかなか親しむことの出来ないプロの演奏を聞くために開催。

このデュオリサイタルでは、国内外から高い評価を得ているバイオリニストの小林恵美さんと、ピアノの森博さんと、ピアノの有森博さんがモーツァルトやベートーベンのバイオリンソナタなどを演奏しました。プロが奏でる表情に富んだ音色に観客200人が聞き惚れました。



国文祭開会式 一般入場者募集

県は、国民文化祭開会式・オープニングフェスティバルの一般入場者を募集しています。「合唱とブラスのための楽曲『大なる秋田』」に、新たに管弦楽を加え、舞踊などのパフォーマンスを融合した新しい形で披露します。

入場は無料です。

期日 10月4日(土)

開場 午後0時30分

開演 午後2時30分

終演 午後5時

会場 秋田県立武道館

※当日は、秋田駅東口、県庁臨時駐車場(旧空港跡地)からシャトルバスを運行します。シャトルバス以外で入場できません。

申込期限 8月18日(月)

応募方法は、県国民文化祭公式ウェブサイトでもご確認いただけます。

問合せ先 県国民文化祭推進局

☎ 018・860・1558

http://common.pref.akita.lg.jp/kokubunsai2014/

臨時議会

平成26年第5回臨時議会が7月11日に開かれました。上程された議案は次の1件で、原案のとおり可決されました。

《上程された議案》

◇物品の取得について

高規格救急自動車1台及び高度救命処置用資機材一式を取得するものです。

取得金額 2,677万円

契約先 秋田トヨタ自動車(株)

《市政報告》

◇障害福祉サービス等の特別地域加算の未払いについて

「特別地域加算」制度は、障害福祉サービスの提供する事業者が、過疎地域など、厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に対して、訪問や相談などのサービスを提供した場合、その基本報酬に、15%を加算できる優遇措置であります。

この場合、市はサービス利

用者が「特別地域加算」の対象者であることを「受給者証」に記載しなければならぬことになっております。

この度、県内他自治体の、「特別地域加算」未払い事例発生を受け、本市でも、加算制度が始まった21年度から25年度までの5カ年分について調査しました。

その結果、加算の対象となる36人の方の「受給者証」に、「特別地域加算」の記載が無いことが判明し、延べ206件、金額にして約66万円の特別地域加算分が、サービスを提供した市内外の10事業者で請求できなかったことが確認されました。

このため、関係事業者に対し、経緯を説明の上、未払い分の支払いを行う方針であります。

今回の未払いは、職員の制度に対する理解が不十分だったため生じたもので、十分に内容を確認していれば防ぐことができたものであり、ご迷惑をお掛けした事業所、利用者の皆様に深くお詫びを申し上げます。